# 公　示　送　達　書

上里町告示第１０７号

令和８年１１月６日

下記の書類は、受取人の住所・氏名が不明なため、地方税法第２０条の２の規定により公示します。

なお、この書類は当所に保管してありますので、いつでも該当者は申し出て、交付を受けてください。

児玉郡上里町長　　山　下　博　一

| | | |
|---|---|---|
| 送達を受けるべき者 | 住所 | － |
| | 氏名 | 杉本　伸一 |
| 送達する書類名 | 令和８年度介護保険料第３期　督促状 | |

（注意）

地方税法第２０条の２の規定により公示送達をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

※介護保険法第１４３条の規定により、地方税法第２０条の２の規定を準用します。